

1 番

通告5番、1番議員、伊藤奈穂子です。通告に従いまして、大きく2項目質問をいたします。

まず、1つ目といたしまして、高齢者が住みよいまちづくりについてお伺いいたします。

厚生労働省によると、11年後の2025年には、我が国の人口が1億2,069万人と予測され、65歳以上の高齢者は全人口の30.3%になると発表されており、高齢化は深刻な問題となっております。この高齢化に伴い、認知症となってしまう高齢者の増加も見込まれ、国においては、平成24年9月に、認知症施策推進5カ年計画を策定いたしました。この計画は、別名をオレンジプランとも言われております。そのポイントは、早期診断と、その体制を強化するとともに、認知症になっても、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられることを目指した内容になっています。

このプランの中には、認知症に関する正しい知識を普及し、認知症になっている方や、その方々が住んでいる地域に対して応援者となっていただけの認知症サポーターの育成が計画されており、3年後の平成29年度末までに600万人にふやすという方針が示されております。

さて、大井町を見てみますと、高齢化は緩やかではありますが、着実に進んできております。今後さらに高齢化が進むと推測されており、認知症を発症される方もふえると思われまます。もし認知症になっても高齢期を迎えた方々も生き生きとなれ親しんだ町に住んでいかれるように、町民一人一人が認知症のことを知り、正しく理解し、声をかけ合っていける環境づくりが大事であると思ひます。そのために認知症サポーターを充実させる取り組みはますます重要になってきていると実感いたします。

そこで認知症サポーターを充実させる取り組みとして、成人の担い手ももちろんですが、小学校、中学生などの若年期からの育成を考えておられるかお伺いいたします。

次に、高齢者と、その家族の方が安心して、自分の住む地域で暮らせるようになるため、医療と介護の現場で、認知症患者の情報を共有できるように、県が作成した「よりそいノート」の活用状況についてお伺いいたします。

3つ目といたしまして、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターについてお伺いいたします。

町民の方から、高齢者の悩みを相談したいが、どこに相談すればよいのかわからないなどの声を聞くことがあります。広報等で周知しているとは思ひますが、認知度が低いのではないかと感じてひます。高齢者福祉の中核である支援センターを広くPRし、活用してもらうための方策につ

議
町

いてお伺いいたします。

大きな2つ目といたしまして、現在、大井町のホームページから各種の申請書等がダウンロードできるようになっています。そこで投票率の向上と町民の利便性が期待できると思われる公職選挙における期日前投票の宣誓書を提供する考えはあるかお伺いいたします。

以上で、登壇しての質問といたします。

長 町長。

長 通告5番、伊藤奈穂子議員の高齢者が住みよいまちづくりと、町のホームページによる申請書類等のダウンロードについてというような御質問でございます。

介護保険制度を平成12年4月から施行されたわけでございまして、従来の老人福祉、また老人医療制度による対応では限界があるというような考えのもとから、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みを創設するというようなことで、現在に至っておるわけでございます。また厚生労働省によりますと、全国の平成24年4月末の65歳以上の被保険者数は2,986万人で、制度開始時期から約821万人、率にいたしまして38%の増加となっているわけでございます。また同様に、要介護認定者数は533万人で、制度開始時から約315万人、率にいたしますと、144%の増加となっております。

高齢化の進展に伴いまして、要介護高齢者の増加、介護する家族の高齢化などにより、介護保険制度のより一層の充実が求められ、平成23年の法改正によりまして、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが進められておるところでございます。

そのような観点から、1点目の御質問についてお答えするわけでございますが、厚生労働省では、以前使われておった「痴呆」が病状を的確に表現できてないなどの理由によりまして、平成16年度より、名称を「認知症」に改めた経緯があるわけでございます。そして、名称変更をきっかけに、国においては、平成17年度から平成26年度までを「認知症を知り、地域をつくる10カ年」と位置づけ、認知症になっても安心して暮らせる地域を目標にして、普及啓発のキャンペーンとして、認知症サポーターキャラバン事業を実施しております。認知症サポーターキャラバンは、認知症サポーターを養成し、国民が認知症になっても安心して暮らせる町になることを目指しております。

認知症サポーターは、認知症について正しく理解をし、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者というような位置づけでございます。

認知症サポーターには、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒など、さまざまな方がおられるわけでございます。3月末日現在、全国で約500万人の認知症サポーターが誕生しております。

本町では、介護福祉課主催の講座に加え、民生委員、地域ふくしの会、商工会などの団体に出前講座を実施いたし、これまでに250名のサポーターを養成しておるところでございます。昨年度は、湘光中学校ボランティア部に出前講座を実施いたし、16名の中学生のサポーターを養成したものでございます。近年は、本町でも少子高齢化と核家族化が進み、子どもたちが高齢者と接する機会が少なくなっておりますから、このような講座を開催することは、高齢者を支える次世代の育成にもつながるものというような認識でございます。

介護福祉課では、介護予防事業「おい！元気会」において、高齢者のことを学びたい小・中学生の授業や、ボランティア活動への協力を行っております。今後も引き続き認知症に優しいまちづくりの未来の担い手を育成していくというような考えでございます。

また、教育委員会においても議員の御意見同様、高齢者の方々が生き生きしてと、安心して暮らしていけるまちづくりにおいて、これからの大井町を支えていく青少年の育成は大変重要であるとの認識から、ともに学び、ともに育つという精神のもと、家庭教育、学校教育、社会教育がそれぞれの役割と責任を自覚し、さまざまな年代の方々が手を取り合いながら、子どもたちの健やかな成長を見守っていかなければならないというような考えでございます。

先ほど申しあげました介護福祉課による出前講座では、車いす体験や視界を狭くしたり、重しをつけて歩行するなどの高齢者体験を行うことで、生徒たちからも、「大変勉強になった」、「自分の祖父母にもっと優しく接してあげたい」と感じたなどの感想が寄せられました。一方で、小中学校においては、学習指導要領に基づく授業時間での確保等も厳しくなっている現状の中で、認知症サポーターの育成について、特化した教育課程を編成することは大変難しい状況であります。しかしながら、大井町では、道徳教育の推進を兼ねて行っており、学習指導要領においても指導すべき内容として、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをするといった価値項目が学年段階ごとに設置されております。小・中学校でも、それらにのっとり多くの指導が行われてきておるところでございます。また、最近では、認知症をテーマとした副教材が小・中学校ともに多く扱われており、小さいころから自分のことを大変可愛がって

くれたおばあちゃんが認知症を患い、変わっていく様子を見た主人公が、本人や家族をどう支えていくかを考えるといったお話を扱った授業も多く実践されておるとのことでございます。このような取り組みを通して、高齢者への理解を深めさせておるところでございます。

2点目の御質問でございますが、1点目の御質問の回答において、国の認知症対策について説明させていただきましたが、神奈川県でも認知症対策の一環として、神奈川県認知症対策推進協議会を設置しており、取り組みについて検討を重ねております。

その1つに、伊藤議員より御質問いただきました、「よりそいノート」の作成・配布があるわけございまして、認知症対策は医療と介護の連携が課題とされてきており、県の認知症の方や関係者の情報共有のツールとして、よりそいノートを作成いたしました。ノートの作成には、医療福祉関係者だけでなく、神奈川県認知症の人と家族の会の方も協議会委員としてかかわっておられ、当事者の意見を取り入れた内容だと伺っておるところでございます。普及に当たっては、協議会委員の所属団体も協力いたし、県が配布する前には、足柄上医師会でも、よりそいノートの活用含めた勉強会を足柄上地域において実施されております。しかしながら、まだ地域全体への普及には至らず、県といたしましても、ノートの配布方法や内容について、まだ課題が多く、修正を検討している段階でございます。本町にも昨年度100部が配布されているところでございますが、認知症家族の会の会員7名に配布させていただいた状況にとどまっておるところでございます。当面、町といたしましては、必要と思われる方へよりそいノートを配布するとともに、利用者からの意見を県へ情報提供いたし、県及び足柄上医師会等と連携を図りながら普及に努めていきたいと考えております。また、さきの質問にありました認知症サポーターの育成同様、今後も引き続き認知症の方や、御家族が安心して住める地域づくりに取り組んでいきたいというような考えでございます。

続いて、3点目の御質問でございますが、地域包括支援センターは、平成18年4月の介護保険法改正により、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関として設置されました。センターには主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が専門職として配置され、主に高齢者の生活を支える相談等にチームとして対応しておるものがございます。設置の目安は、中学校区に1カ所とされ、法人等に委託している市町村もございますが、本町では、センター設置のときより、直営1カ所で、介護課職員が業務を行っておるものがございます。地域包括支援センターの担当職員は、介護福祉課の窓口にて相談対応

もしております。昨年度の相談件数は258件で、そのうち介護保険申請につながったものは183件ですので、相談したその場で介護申請ができることは町直営のメリットであり、相談に来られた方にとりましても、利便性がよいというような考えを持っておるところでございます。反面、町役場の中にセンターが設置されていることは、町民の皆様にとって、行政の役割との境がわかりにくくなる可能性もあります。町と地域包括支援センターは広報やホームページ等で周知してきましたが、今後も引き続き、地域への出前講座などの際に、センターの存在と事業内容をより一層PRし、センターをより身近な存在としてPRしていかなければならないというような認識にあるところでございます。

大きな2点目の御質問でございますが、現在、本町では、期日前投票所に用意されている様式にその場で御記入いただく方法をとっておりますが、議員御指摘のホームページからのダウンロードが可能となるか、期日前投票に来られる町民の皆様の利便性の向上や受付事務の効率化につながるものと考えられます。現在、県内の市町村のうち6割強の団体でホームページでのダウンロードを含め、何らかの形で事前に宣誓書の用紙を入手できるような取り組みを行っております。

本町では、本年度、町のホームページ内に選挙管理委員会のページを開設する予定であります。掲載内容といたしましては、選挙の仕組みを初め投票時間や地図を入れての投票場所等を知らせる選挙の案内、また、選挙結果等を検討しているところでございます。この選挙管理委員会のページの作成は、次回選挙が実施される前の今年9月ごろをめどとしております。このページの選挙案内の中に期日前投票の誓約書や不在者投票の投票用紙の請求書等をダウンロードできるように準備を進めていきたいというような考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 1 番 ただいま町長のほうから、とても前向きな御答弁をいただきまして、私のほうも、これから町民の方が選挙していく際に利便性や、とても町民の方は喜ばれることなのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。1つ、この期日前投票の事例を一つだけ御紹介させていただきたいと思います。平成21年のことなんで、ちょっと以前のことになりますが、静岡県の森町というところでは、期日前投票の宣誓書を自宅で書けるようにしたところ、ふだんは、もともとここは高いんですけども、56から65%の投票率だったというところが、宣誓書を自宅で書けるようにしたところ、72.6%に上がったという事例もございますので、これから近々の選挙、投票率が向上して、皆様の公平な判断がゆだねられるかなと

いうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、質問を移らせていただきます。

まず、一番最初にサポーターの充実というところで、再質問させていただきたいと思ひます。

先ほど答弁の中に、認知症サポーターが今現在大井町には250名いらっしゃるというふうにお伺ひいたしました。厚生労働省によりますと、今後も認知症の高齢者はふえ続けて、団塊の世代が75歳以上となる2025年には65歳以上の高齢者は3,657万人になります。そのうち12.8%の470万人が認知症を発症すると推測されております。これは65歳以上の高齢者の10人に1人以上が認知症になる可能性があるということです。

そこで、認知症について正しく理解する認知症サポーターが大事であるというふうにおもわれます。認知症は根本的な治療はなく、現在は進行をおくらせる治療を行っております。認知症を知り、理解していれば早期発見につながり、それだけ進行をおくらすことができると思ひます。今年度から大井町においても、高齢者地域見守りネットワークの事業が実施されます。これは町の商店や事業所などへステッカーをお渡しするという取り組みになっております。ただ、商店や事業所だけではなく、この見守りというところで、町全体の取り組みとして、町民一人一人がその自覚を持ち、高齢者が認知症の方々を見守っていくという、町ぐるみの事業として認知症サポーターの育成が必要であると強く感じます。私は、全町民が認知症サポーターになるぐらいの目標を持っていただきたいなというふうにおもっております。例えば各自治会にサポーターメイトさん、大井町にもサポーターメイトさんはいらっしゃるということですが、このサポーターメイトさん、または、その中心者の方を育成し、認知症サポーター養成講座を推進していただくというふうにおもいますが、その展開に関してのお考えをお伺ひいたします。

介護福祉課長 伊藤議員から、要は認知症サポーターを養成するキャラバンメイトの増員とか、そのようなことはどうですかという御質問でございます。

この認知症のキャラバンメイトは、サポーターを養成する講座を開催して、講師を務める方ということで、所定のキャラバンメイトの研修を受講して登録する必要がございます。そのキャラバンメイトの受講できる基準としましては、介護相談員であるとか保健師等、そういった方が対象となりまして、現在大井町では16名登録してございます。その16名をもって、今サポーター養成講座を展開しているところでございます。ある程度、そのキャラバンメイトについての基準がございますので、一概にまた増員というふうにはいきませんが、また、この基準の中に介護相談員等ご

ございます。今、現在の介護相談員、もう受講してございまして、過去にも介護相談員になった方が受講になってございます。その辺で、キャラバンメイトの介護相談員が一応受講していると、あと保健師もある程度受講してますので、あと対象となるとしますと、あと元気会のサポーターだとか、福祉に関連する方たちが対象となります。ある程度、その辺のキャラバンメイト、講師等になる方ということなので、限られた方なので、今後そのように対象となる方が出た場合は、また、その方がキャラバンメイトとして認知症を普及するという意思がございましたら、推薦して受講してもらいたいと思っています。

以上です。

- 1 番 認知症のサポーターキャラバンメイトさんは、今16名いらっしゃるということでしたが、現在、その16名のうち活動しているというか、養成講座を開催しているというようなキャラバンメイトさんは、何人ぐらいいらっしゃいますか。

介護福祉課長 県の調査の回答におきまして、回答した人数においては、現在一応7名の方が活動しているという数字になってございます。

以上です。

- 1 番 そうしますと、半分の方が活動休止をされていらっしゃるということなのかなと思います。せっかくキャラバンメイトさんになっていただいておりますので、町全体としての取り組みとして、サポーター養成講座を開いて、大井町としても見守り体制、町民一人一人が見守りをしていくというような意識を向上させていくために、ぜひともキャラバンメイトさんの、せっかくですから、活躍を期待したいと思います。

次に、これは県のほうのホームページから入ることができるんですが、県のホームページでは、eランニングというインターネットを利用した教材を活用した認知症サポーター養成講座が勉強できるようになっております。県は認知症患者や家族への声かけや見守りなどを担う認知症サポーターの人数をふやすために、昨年暮れから県のホームページから受講できるようになっておりますが、こちらのほうもぜひとも町民の皆様にも、これ県のホームページから見られますので、ぜひともこちらのほうも町としても周知をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

介護福祉課長 県のホームページのeランニングということで、そのような制度があって、サポーターが養成できるということであれば、その辺、町としても、そのようなPRしていきたいと考えております。

以上です。

1 番 では、そのように検討をお願いしたいと思います。

次に、小・中学生などの認知症サポーターについての育成について質問させていただきます。

先ほども核家族化により祖父母と同居する家族が減ってきているというような御答弁をいただきました。まさにそのとおりで、おじいちゃんとかおばあちゃんと一緒に住む家庭は少なくなってきました。特に認知症を患っているような方と接する機会というのはだんだん少なくなってきたのかなというふうに思います。先ほど、中学校では車いす体験や高齢者との体験をされているということでしたので、こちらの体験を利用、利用というか、その前に、車いす体験などする前に、この認知症サポーター講座を開催してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

介護福祉課長

昨年25年の湘光中のボランティア部に認知症サポーター養成講座を開催した後に、その中の一環で高齢者の車いすの体験だとか、そういったことを催している状況でございます。

以上でございます。

1 番 私は、できれば中学校3年生とか小学校6年生とかという、その学年で毎年毎年定期的に行って、認知症サポーター講座というのを行っていくのはどうかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

教育総務課長

先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、やはり認知症サポーター講座、それに特化したものについて教育課程の中に組み込むということについては非常に大変厳しい状況でございます。昨年度におきまして、湘光中で、ボランティア部の部活動の一環としてサポーター講座を受けたという経過がございます。ですから、そのような手法、似たような手法、あるいは、今議員おっしゃった6年生とか中学3年生、その辺一斉に行うようなことが可能か不可能か、その辺について、学校側と教育委員会と調整する機会を持っていきたいと思っております。

以上でございます。

1 番 ぜひ、このキッズサポーター講座というふうに名称が実施されているところで、キッズサポーターというような講座というふうに名前がついているようなんですけれども、そういう市や町では寸劇なども盛り込まれて工夫をされているというふうに聞いております。皆さん、先ほども答弁の中におっしゃっていただいたんですが、やはり参加した子どもたちはみんな真剣に話を聞いております。また、何か困っていることがあったら、優しく声をかけたいというふうな感想もありますので、ぜひとも学校、教育委員会とも連携をとっていただいて、今後進めていっていただければと思います。

次の質問に移りたいと思います。1つ、私のほうから認知症についての提案をさせていただきたいと思います。

今、町全体の取り組みとして、1つ、長野県の小諸市の取り組みを御紹介させていただきたいと思います。それは、徘徊などの症状がある高齢者の靴のかかたに反射ステッカーを張り、それを見た地域の方に声かけを行ってもらうということで、高齢者が少しでも安心して地域で暮らしていけるようなまちづくりを目指した取り組みを実施しております。この反射ステッカーは、希望のある方に配布するという形になっており、一人で歩いている高齢者が、困っているのか、それとも認知症で徘徊しているのかなどがわかるように、赤色と黄色の2種類になっております。赤いステッカーはすぐに保護をしてくださいという意味で、黄色いステッカーは声かけをしてくださいという意味だということです。最近では認知症の方の徘徊などによる行方不明者が増加傾向にあるというニュースをよく聞きます。これ何かが起きてからでは遅いと思いますので、本町においても、高齢者が安心して暮らしていけるように、町民一人一人が自覚を持ってまちづくりをしていくという取り組みとして、この反射ステッカーを取り入れてみるということはどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

介護福祉課長

伊藤議員から、反射ステッカーを活用したらどうかというような御提案でございます。高齢者の徘徊につきましては、平成23年度はゼロ件、24年度が一応5件ございました。警察を通して町内一斉放送して、氏名等公表して、捜索を行った結果、幸い戻ってこられたというような状況になってございます。幸い26年度においては、警察からの通報等捜索を依頼したことはございませんが、この徘徊につきましては、やはり認知症の症状としてのあらわれだと考えております。ステッカーを活用したらどうかと、反射ステッカーを活用したらどうかということですが、やはりこれは家族の方の当然了解を得た上での状況になってございます。やはりその辺で、まず、その対策について、ケアマネジャー、その担当とするケアマネジャー、またその家族の方の御了承が得るというふうな形が当然必要な形になると思います。この反射ステッカーの活用というのは、やはり御提案も一応参考として、今後その辺の徘徊対策、そのような方、起こりそうな方に関しましては、そういうようなことも参考として、対策としてまた検討していきたいと思っております。

以上です。

- 1 番 もちろん家族の方の了承がないと、これはできないと思いますので、ぜひともよい方向で検討していただければなというふうに思います。

次に、地域支援センターを広くPRして活用してもらうための方策について、再質問させていただきます。

ただいま、広報等やいろいろなところから、町民の皆様へ発信されているということは理解いたしました。それでもまだ、困ったらどこに相談するのかわからないとか、相談しづらくて長い間悩んでいるという声を伺うことがあります。なので、まだ町民の方へのなじみがないというのが現実ではないかと感じています。ただ、その反面、相談した方からは、相談して解決できたという声も伺います。今後は高齢者や介護に関する相談はふえてくるであろうと思われれます。現在、町民からの相談は、本当に地域支援センターの方々が適切に誠意をもって対応してくださっているとっております。ですから、さらに身近に気軽に相談できる体制をつくっていくということを考えて、これは仮称なんですけれども、高齢者介護相談窓口というのを設置してみてはどうかと思います。ちなみに箱根町では、今年の1月から高齢者の包括的な支援体制を構築するため、住宅、医療、介護に関する相談窓口を設置し、退職したケアマネジャーが非常勤で担当していると聞いております。本町においても設置できるか、考えをお伺いいたします。

介護福祉課長

議員おっしゃるとおり、地域包括支援センターの知名度等が低いというようなお話でございますが、それと、あと高齢者の相談窓口を特化してみたらどうかということで、まず、現在、既存の地域包括支援センターの相談をまずはPRして、その上で、改めて高齢者の相談窓口ということとちょっと重複してしまうのかなというような状況であると思っております。この地域包括支援センターのPRについては、平成25年8月号、あと24年の7月号の広報で、1ページ、貴重な1ページを利用させていただいてPRさせていただいております。この辺の地域包括支援センターの内容と、その存在を定期的にPRするとともに、また、いざ必要となったときに、この例えば広報を見れば、そのような掲載が載ってたと。地域包括センターと、あと介護福祉課に電話すれば、そのような相談もできるというようなことができる体制をまた適宜PRして周知していきたいと考えております。

以上です。

1 番

それでは、その町民の方が必要としているときに、広報等でお知らせできるような体制というか、今後も続けていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、よりそいノートのことについてなんですけれども、これは先ほども、今後も活用、説明を受け、皆様に進めていきたいというふうに答弁

をいただきましたので、ぜひとも、せつかく県からおりて配布されてきたものでありますし、県のほうには、この3月に、皆さんの預かった声というのをまとめたものがあるということで、とにかく主治医、お医者さんとの連携がとれるようになったとか、相談がしやすくなったとかという声がたくさん出ているということですので、ぜひとも使っていただいて、今後大井町として、一番やりやすい方向で、一番いいものにしていけるような形をとっていければいいのかなというふうに思います。県のほうも、これが完成品ではないということはおっしゃっていただきましたので、ぜひとも、いろんな方に声をかけていただいて実践、使っていただくようお願いしたいと思います。

最後に、認知症は早期発見、早期治療が何よりも重要になります。家族や地域住民が認知症について正しく理解することが高齢者が安心して住みやすいまちづくりの第一歩になるのではないかと思います。2025年まであと10年になります。高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指し、町がリーダーシップをとっていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わりにいたします。